

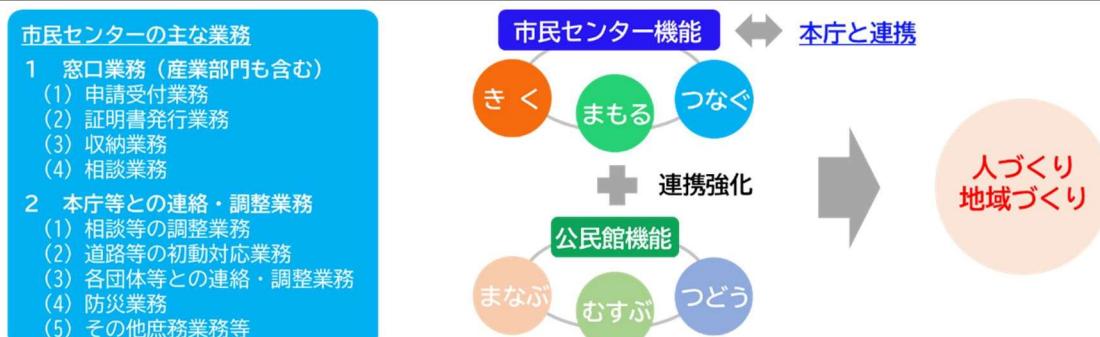
唐津市公共施設再配置計画（令和7年11月改訂）改訂の概要

1 改訂理由

市町村合併前の旧町村毎に配置している市民センターについて、人口減少や少子高齢化といった社会情勢や行政需要の変化に適応するため、令和7年度から始まった第3次唐津市総合計画や第4次唐津市定員管理計画を踏まえ、市民センターのあり方の基本方針を改訂した。これに応じ、唐津市公共施設等総合管理計画及び唐津市公共施設再配置計画（以下「再配置計画等」という。）の改訂を行ったもの。

2 市民センターのあり方

- ① 業務 … 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。
- ② 建物 … 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、「公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。
- ③ 統合 … 上記②の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。



※進め方 … 業務の本庁への集約や建物の複合化については、段階的に進めていくこととする。

3 再配置計画等の改訂概要

- ①市民センターと公民館等との複合化を施設毎の基本方針に記載した。
- ②鎮西市民センター・呼子市民センターは、公民館等との複合化を想定した協議についても施設毎の基本方針として記載した。
- ③巣木市民センターは、複合化の対象となる施設についても、施設毎の基本方針を改訂した。
- ④郵便局などの民間施設との複合化を想定した記載とした。

4 第5回唐津市公共施設再編審議会の結果概要

（審議結果）再配置計画等の改訂案について、異議なし。

（意見）市民センターのあり方については、職員の人員、窓口業務における本庁との連絡調整及び市民センターと公民館の複合化によりどのような効果が発揮されるのかが課題。

5 再配置計画等及び市民センターのあり方の新旧対照表

別紙のとおり

改 正 案	現 行
<p>4 公共建築物の再配置に向けた取組方針</p> <p>適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）</p> <p>① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。</p> <p>② 市民センターは、<u>公民館等との複合化</u>とし、<u>複合化後の施設は、</u>地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の<u>施設（コミュニティセンター（仮称））</u>とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整を行う。</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂</p>	<p>4 公共建築物の再配置に向けた取組方針</p> <p>適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）</p> <p>① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。</p> <p>② 市民センターは、<u>地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を越え統廃合を含めた配置とする。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂</p>

唐津市公共施設再配置計画（新旧対照表）①

改 正 案				現 行							
対象施設	方 針			対象施設	方 針						
市民センター	<p>公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整を行う。</p>			市民センター	<p>地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。</p>						
施設の名称	建築年度	延床面積 (m ²)	施設毎の基本方針	施設の名称	建築年度	延床面積 (m ²)	施設毎の基本方針				
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)		短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)		
浜玉CC	2021	1,324			維持保全	浜玉CC	2021	1,324			維持保全
巣木CC	1965	1,940	建替え（他の公共施設との複合化） 協議、設計等	他の公共施設との複合化		巣木CC	1965	1,940	建替え（他の公共施設との複合化）		
相知CC	1962	3,266	機能移転・本館解体	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	相知CC	1962	3,266	機能移転・本館解体		建替え
北波多CC	1968	1,630	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化		北波多CC	1968	1,630		他の公共施設等との複合化	
肥前CC	1998	4,878	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化		肥前CC	1998	4,878		長寿命化	
鎮西CC	1973	3,483	呼子市民センターとの統合等協議	鎮西・呼子市民センターの統合等協議		鎮西CC	1973	3,483	呼子市民センターとの統合協議	統合	
呼子CC	1977	1,787	鎮西市民センターとの統合等協議	他の公共施設等との複合化等		呼子CC	1977	1,787	鎮西市民センターとの統合協議	統合	
七山CC	1992	2,994		他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設等との複合化	七山CC	1992	2,994		長寿命化	

唐津市公共施設再配置計画（新旧対照表）②

改 正 案				現 行			
対象施設	方 針			対象施設	方 針		
公民館	施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。			公民館	施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏域区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。		
施設の名称	建築年度	延床面積 (m ²)	施設毎の基本方針			施設毎の基本方針	
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)	短期(R4～R9)	中期(R10～R19)
浜玉公民館	2020	1,195			維持保全		
厳木コミュニティC	1977	2,036	他の公共施設等との複合化 <u>協議、設計等</u>	他の公共施設との複合化			
相知交流文化センター	2003	3,278		他の公共施設等との複合化 <u>協議</u>	他の公共施設等との複合化		長寿命化
北波多公民館	1975	1,082	他の公共施設等との複合化 <u>協議</u>	他の公共施設等との複合化			他の公共施設等との複合化
肥前公民館	1983	1,569	他の公共施設等との複合化 <u>協議</u>	他の公共施設等との複合化			長寿命化
鎮西公民館	1980	1,855	打上公民館との統合 <u>等協議</u>	打上公民館と統合し、他の公共施設等と複合化			統合
呼子公民館	2019	1,458			維持保全		維持保全
七山公民館	1986	1,618		他の公共施設等との複合化 <u>協議</u>	他の公共施設等との複合化		長寿命化

※相知交流文化センター（相知公民館）は、「市民会館・文化会館」に記載

唐津市公共施設再配置計画（新旧対照表）③

改 正 案						現 行																																																												
(老人憩の家)						(老人憩の家)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th><th rowspan="2">建築年度</th><th rowspan="2">延床面積(m²)</th><th colspan="3">施設毎の基本方針</th></tr> <tr> <th>短期(R4～R9)</th><th>中期(R10～R19)</th><th>長期(R20～R29)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳木町老人憩の家</td><td>1978</td><td>267</td><td>他の公共施設等との複合化協議</td><td>他の公共施設へ機能移転</td><td></td></tr> <tr> <td>相知町老人憩の家</td><td>1976</td><td>470</td><td>他の公共施設へ機能移転</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>北波多老人憩の家</td><td>1989</td><td>158</td><td>他の公共施設へ機能移転協議</td><td>他の公共施設へ機能移転</td><td></td></tr> </tbody> </table>						施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)	厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設へ機能移転		相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転			北波多老人憩の家	1989	158	他の公共施設へ機能移転協議	他の公共施設へ機能移転		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th><th rowspan="2">建築年度</th><th rowspan="2">延床面積(m²)</th><th colspan="3">施設毎の基本方針</th></tr> <tr> <th>短期(R4～R9)</th><th>中期(R10～R19)</th><th>長期(R20～R29)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳木町老人憩の家</td><td>1978</td><td>267</td><td>他の公共施設等との複合化</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>相知町老人憩の家</td><td>1976</td><td>470</td><td>他の公共施設へ機能移転</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>北波多老人憩の家</td><td>1989</td><td>158</td><td></td><td>他の公共施設へ機能移転</td><td></td></tr> </tbody> </table>							施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)	厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化			相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転			北波多老人憩の家	1989	158		他の公共施設へ機能移転	
施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針																																																															
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)																																																													
厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化協議	他の公共施設へ機能移転																																																														
相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転																																																															
北波多老人憩の家	1989	158	他の公共施設へ機能移転協議	他の公共施設へ機能移転																																																														
施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針																																																															
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)																																																													
厳木町老人憩の家	1978	267	他の公共施設等との複合化																																																															
相知町老人憩の家	1976	470	他の公共施設へ機能移転																																																															
北波多老人憩の家	1989	158		他の公共施設へ機能移転																																																														
(保健センター)						(保健センター)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th><th rowspan="2">建築年度</th><th rowspan="2">延床面積(m²)</th><th colspan="3">施設毎の基本方針</th></tr> <tr> <th>短期(R4～R9)</th><th>中期(R10～R19)</th><th>長期(R20～R29)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳木町保健センター</td><td>2000</td><td>683</td><td>他の公共施設等との複合化協議</td><td>機能集約</td><td></td></tr> <tr> <td>相知町保健センター</td><td>2003</td><td>769</td><td>機能集約</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)	厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化協議	機能集約		相知町保健センター	2003	769	機能集約			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th><th rowspan="2">建築年度</th><th rowspan="2">延床面積(m²)</th><th colspan="3">施設毎の基本方針</th></tr> <tr> <th>短期(R4～R9)</th><th>中期(R10～R19)</th><th>長期(R20～R29)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厳木町保健センター</td><td>2000</td><td>683</td><td>他の公共施設等との複合化</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>相知町保健センター</td><td>2003</td><td>769</td><td></td><td>機能集約</td><td></td></tr> </tbody> </table>							施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)	厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化			相知町保健センター	2003	769		機能集約													
施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針																																																															
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)																																																													
厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化協議	機能集約																																																														
相知町保健センター	2003	769	機能集約																																																															
施設の名称	建築年度	延床面積(m ²)	施設毎の基本方針																																																															
			短期(R4～R9)	中期(R10～R19)	長期(R20～R29)																																																													
厳木町保健センター	2000	683	他の公共施設等との複合化																																																															
相知町保健センター	2003	769		機能集約																																																														

改 正 案	現 行
<p>市民センターのあり方について</p> <p>平成29年8月策定 平成30年9月改訂 <u>令和7年11月改訂</u></p> <p><u>総合政策部行政マネジメント課</u></p> <p>【基本方針】</p> <p>1 市民センター<u>_____</u>については、現在の市民センター単位を基本とし、<u>「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。</u></p> <p>2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、<u>公民館等との複合化</u>とし、<u>複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））</u>とする。</p> <p>3 <u>上記2の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。</u></p>	<p>市民センターのあり方について</p> <p>平成29年8月策定 平成30年9月改訂</p> <p><u>政策部公共施設再編推進室</u></p> <p>【基本方針】</p> <p>1 市民センター機能については、現在の市民センター単位を基本として<u>残す。ただし、長期的には、地域の実情なども踏まえたうえで、現在の市民センターの圏域を越えた統廃合もあり得る。</u></p> <p>2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、<u>_____地域に密着した小規模多機能型_____</u>とする。</p> <p>3 <u>市民センター業務については、関係課と調整のうえ、本庁への集約または市民センター間での連携を図る。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>【具体的な内容】</p> <p>1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。</p> <p>2 <u>上記1の業務の集約化等により、市民センターの主な業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>①窓口業務（申請受付業務（福祉、農業などすべての業務に対応）、証明書発行業務（住民票、戸籍など）、収納業務、相談業務など）</p> <p>②本庁等との連絡・調整業務（住民の相談を本庁につなぐ業務、各団体等との連絡・調整業務、防災業務など）</p> <p>3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていく仕組みを構築する。</p> <p>4 <u>コミュニティセンター（仮称）については、当該施設が地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センターと公民館以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u></p> <p>5 <u>コミュニティセンター（仮称）内の唐津市職員（教育委員会事務局の職員等を含む）の事務室は、当該施設の効率的な運営ができるよう、原則、1箇所に集約する。</u></p>	<p>【具体的な内容】</p> <p>1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。</p> <p>2 <u>多様化する行政ニーズへの対応や、地域に密着したきめ細かい住民サービスの提供を可能にするとともに、福祉から防災まで、広範囲の業務に対応できる小規模多機能型の組織とする。</u></p> <p>3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていく仕組みを構築する。</p> <p>4 <u>市民センター庁舎については、市民センターが地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センター_____以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u></p>